

法人の実質的支配者に関する当金庫の取り組みについて

平素は東京東信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

近年、国際社会において金融犯罪やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。このため、金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引いただけるよう、様々な対策を進めています。

この対策の一環として、当金庫では、お客さまの預金口座が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与」や「預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪」に巻き込まれることを防止するため、法人のお客さまにつきましては、法人の実質的支配者（法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる個人の方）の確認をさせていただいております。

法人のお客さまにはダイレクトメールやEメールにより順次ご案内をさせていただいておりますが、所定のお手続きが未了のまま放置されますと、現在ご利用の当座預金、普通預金口座について、令和4年7月以降、入出金・お振込等のお取引を制限させていただく場合があります。

お客さまの大切なご預金をお守りするために必要な取り組みでございますので、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【対象となる法人のお客さま】

- ・令和4年5月時点で、当金庫に法人の実質的支配者のご申告をいただいていないお客さま

【対象となるご預金】

- ・当座預金・普通預金

【制限するお取引】

- ・窓口ならびにATM（現金自動預け払い機）における入出金およびお振込
- ・インターネットバンキングによるお振込

【引続きお取引をご希望の場合】

- ・法人の代表者もしくは取引担当者*の方が下記の書類等をご用意いただき、当金庫のお取引店窓口までご来店ください。

<ご用意いただく書類等>

- ・通帳（またはキャッシュカード）
- ・当金庫にお届けいただいているご印鑑
- ・登記事項証明書（直近のもの（6か月以内のもの）をご用意ください。また、登記事項証明書に「現在の登記内容」が反映されていることをご確認ください。）
- ・代表者および実質的支配者の本人確認書類（運転免許証・運転経歴証明書・マイナンバーカード・住民基本台帳カード等）
- ・法人の実質的支配者を疎明する書類一点（法人形態によって異なりますので下表をご確認ください。）

【資本多数決法人の場合】

- ・株主名簿
- ・有価証券報告書
- ・決算関係書類（決算書）
※法人税確定申告書別表2の添付のあるもの
- ・法務局による実質的支配者リスト

【資本多数決法人以外の法人の場合】

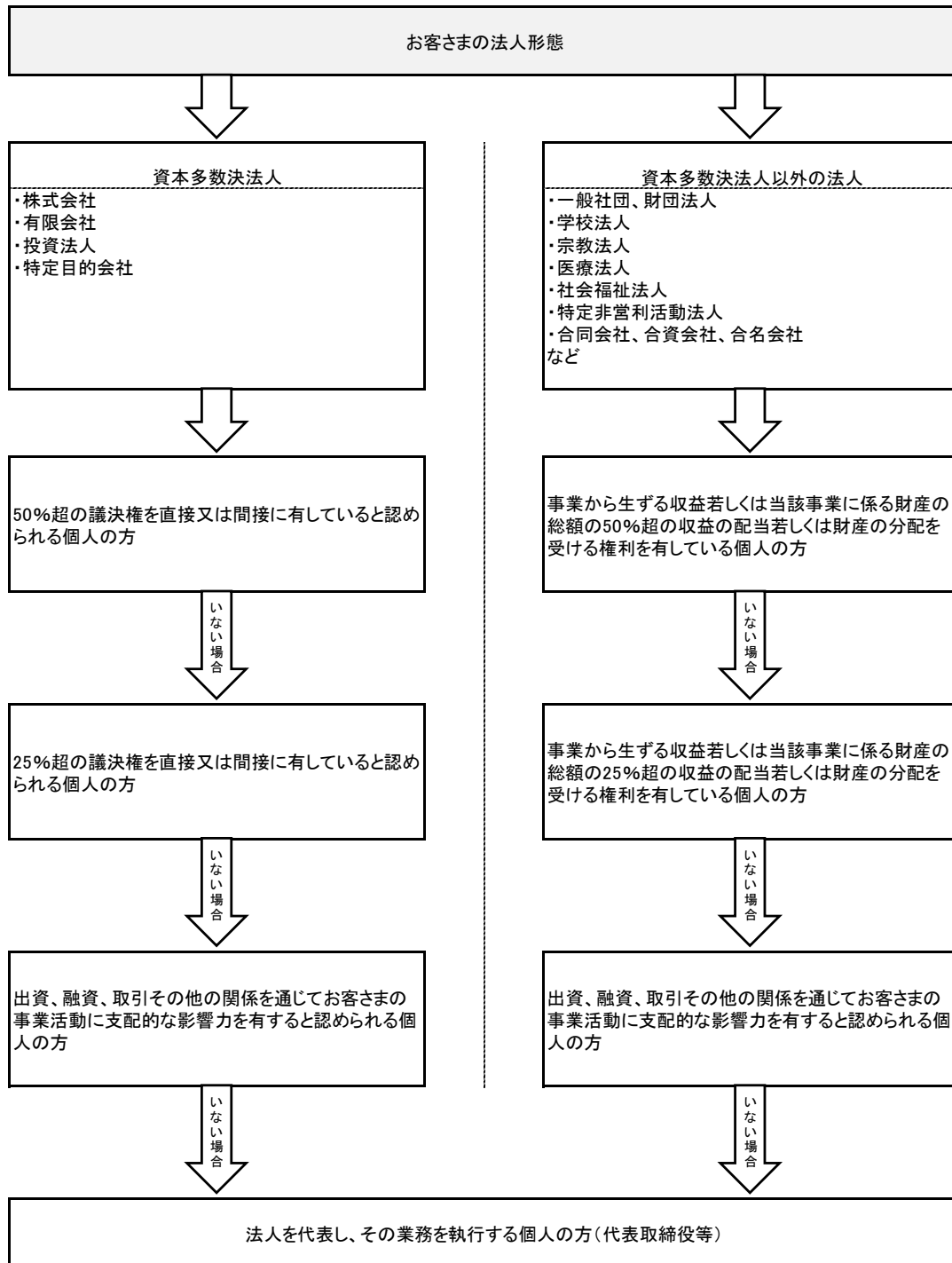
決算関係書類（決算書）

*取引担当者とは

- ①法人のお客さまが作成した委任状で委任を受けている方
- ②法人のお客さまの役員として登記されている書面で確認する場合、「代表権を有する役員」として登記されている方
- ③当金庫が法人のお客さまへ電話をかけて、ご来店者さまが委任を受けていることを確認できる方
- ④当金庫職員が法人のお客さまと取引担当者としての関係性を、既に認識している方

【法人のお客さまの実質的支配者について】

お客さまの法人形態によって、下図のとおり実質的支配者を確認させていただきます。



*実質的支配者の確認においては、お客さま若しくはお客さまの実質的支配者が「国、地方公共団体、人格のない社団又は財団、任意団体、独立行政法人、外国政府等、国際機関（国際連合・国際通貨基金等）、上場会社・その子会社等」（これらを「国等」といいます）である場合、これら「国等」を個人の方に含まれるものとみなしますが、この場合、お客さま若しくはお客さまの実質的支配者が「国等」に該当することを当金庫に申告していただく必要があります。

【その他】

- ・法人の実質的支配者のご申告がお済みでないお客さまについては、本ホームページ上に関する内容について、ダイレクトメール・Eメール等により個別にご案内させていただいておりますが、これらの案内が延着または到達しなかった場合につきましても、当座勘定規定、預金共通規定に基づき、お取引を制限させていただく場合があります。
- ・お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、新規のお取引開始時及び過去にお取引時の確認をさせていただいたお客さまにつきましても、実質的支配者の確認に加え、①複数の本人確認書類、②事業内容・実質的支配者の確認書類、③お客さまの資産・収入状況等の確認書類等などのご提示、④その他の追加の質問に対するご回答など、通常の場合と異なる確認をお願いすることがあります。
- ・追加のご確認をさせていただくお取引や確認方法、確認内容は金融機関ごとに異なる場合があります。

【本件に関する規定】

[当座勘定規定]

第24条の2. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

[預金共通規定]

6の2. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。

8. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

【本件に関するお問合せ先】

本件に関するお問合せは、各お取引店へお願いいたします。

お電話の受付時間：平日 9時～17時